

Legal Networks

06

労働保険料の年度更新の時期になりました!

今年も労働保険と雇用保険の保険料（労働保険料）の年度更新の時期が近づいてまいりました。

【労働保険年度更新とは？】

労働保険料は、1年度（4月～翌年3月）の賃金総額※の見込み額から保険料を算出し、申告納付する概算払い（前払い）方式がとられています。

翌年度のはじめに前年度の保険料を確定し、概算（前払い）で納付していた保険料と（多く支払っていた場合は翌年度の概算保険料額から差し引きし、足りなかった場合は翌年度の概算保険料額に上乘せする）清算し、翌年度の概算保険料を申告納付します。

労働保険料は1年に1回清算し、毎年繰り返す行うことから『年度更新』と呼ばれています。

【申告納付期間】

毎年6月1日～7月10日までの期間で上記手続きを行います。

※賃金総額には、給与の他、賞与も含まれます。給与・賞与額に労働保険料をかけたものと、給与・賞与額に雇用保険料をかけたものを合算したものが、労働保険料です。

雇用保険率は先月のニュースレターで紹介しましたが、前年度より引き下げられています。気になる方は、先月のニュースレターをご覧になってみて下さい。

算定基礎届の提出時期も近づいてまいりました

【算定基礎届とは？】

1年間の社会保険料を算定する、標準報酬月額等級を決める手続きです。

7月1日現在で在籍しているすべての被保険者に4月～6月に支払った賃金を、『算定基礎届』によって届出をして頂き、毎年1回社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）の額を算定するための等級（標準報酬月額等級）を決定します。（これを定時決定といいます。）

これにより決定された等級は、原則1年間（9月～翌年の8月まで）適用され、保険料の計算の基礎になります。
※固定的賃金の変更があった場合は変更になる場合があります。

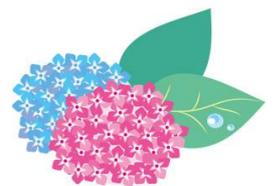
給与額に変動がなく、等級が変わらない場合でも、毎年1回届出る必要があります。

上記の届出の他に賃金台帳や関係帳簿の提出が求められる場合があります。
社会保険適用者の資格取得が適正に行われているか再確認が必要になりますので、ご注意下さい。

【提出期間】

7月1日～7月10日までの期間で手続きを行います。

6月中旬ごろ、年金事務所から社会保険の『算定基礎届』が郵送されます。
こちらの書類が届きましたら、手続き担当者へお渡しください。



6月の労務管理スケジュール

【労務】	6/1～6/30 5月分の社会保険料の納付
【労務】	6/1～7/10 労働保険の年度更新 申告・納付
【税務】	特別徴収住民税額の更新
【税務】	6/1～6/10 5月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintakanrikenkyujo.jp>

TEL:03-6403-0861

2017.6月号